

HACCP システムは食品企業における経営の基本

～一般衛生管理要件レベルアップのための環境整備の具体的進め方～

NPO 近畿 HACCP 実践研究会

副理事長 落 亨

人材育成を含めた、「環境整備活動」の具体的進め方

1. 小集団グループ結成（全員参画すること）
2. 活動エリアの設定（徹底して整備できるエリア）
3. 月度現場指導会の実施（社長が必ず参加）
4. 半年区切り（半年で必ず結果を出す、審査員で評価）

小集団ごとに自分たちが活動するエリアを決めて、全社に宣言する、そして1ヶ月ごとに現場指導会で実施したことを発表し、社長以下審査委員から評価並びにアドバイスをもらう、活動時間は業務内外を問わない、時間外手当支給、その宣言したエリアの初期目標は半年で必達とする。

環境整備活動（5S）から得られる具体的成果

環境整備活動（5S）を進めていくと、次のような成果が目に見える形で実感できる。

1. 無駄な作業動線の減少（交差汚染の危険度が下がる）
2. 日常の、洗浄・清掃時間の短縮（生産性向上）
3. メンテナンスレベルアップで工程トラブルの減少（生産性向上）
4. 異物混入などクレーム減少（品質向上）

これらの結果により、確実に利益に貢献してきます。この段階で社員はこの活動が儲かることを実感し、行動に対する達成感を得て、成長していきます。そして種々の自主的な改善・工夫が多くなっていくことを、管理職を含めた経営層は現場指導会で、現物・現実を確認できます。

その結果、職場環境が変わり、設備が輝き、社員意識が前向きに変わり、会社の風土が大きく変わってきます。このような風土に代わると、HACCP システムで取り決める種々のルールが確実に実行され、日常管理として定着してきます。

このように一般的衛生管理と HACCP システムが両輪となり、食品安全マネジメントシステムが十分に機能して、消費者に対して製品の安全を確保して、安心と・信頼を得ることができる。

---

特定非営利活動法人近畿 HACCP 実践研究会 事務局

大阪市淀川区木川西 2-2-5 三和建設ビル内

<https://www.workshop-haccp.org>